ならず実施はしていない。 ク・コメントの対象とは のであるため、パブリッ

## 本会議

## (質疑をした会派名) における

今定例会では延べ22名の議員が質疑をしました。

と表示し、8~9ページに掲載しています。 る質疑の一部を要約し、掲載しています。 行います。こちらには、それぞれの議案に対す いて、疑問点や不明な点を明らかにするために 採決の際、討論を行った議案は、「討論あり」 市が提出した議案の内容、提案の理由等につ

議案第73号

個人情報の保護に関する法律施行条例 討論あり

議案第75号

(無所属) (無所属)

留改正個人情報保護法の 的な考え方を伺う。 度を構築する上での基本 し新たな個人情報保護制

間パブリック・コメント ため、法に則した対応を 姿勢とするものである。 していくことを基本的な ルを規定することである 目的は全国的な共通ルー

り必要な事項を定めるも 情報保護法の施行に当た 留制定する条例は、 の実施について伺う。

扱いができるように検討 していく。 情報収集し、適正な取り 後の運用については、国 の適用対象外となる。今 死者に関する情報は同法 **曾**個人情報保護法では、 ての考えを伺う。 の情報の保護に関 して、今後の運用につい 県や他市の状況などを

個人情報がどのようなも 間市民は、市が取り扱う 情報の集合物である個人 留市は、個人情報を含む のか知ることができるか。 

情報ファイルについて、 状況を確認できる。 民は、この個人情報ファ 入し、公表している。市 個人情報ファイル簿に記 その名称、 市の個人情報の取り扱い イル簿を閲覧することで 利用目的等を

> な制度実施を図りたい。 会等の研修を行い、円滑 いての資料の配布や説明 **圏**個人情報保護制度につ

修等はどのように行うか。 り扱いを熟知すべき。研 過全職員が個人情報の取

な制度の運用に努める。 らない。引き続き、適正 扱うことの重要性は変わ まで通り個人情報を適切 **圏**個人情報を適切に取り に扱うべき。市の考えは、 <sup>圓</sup>新しい条例制定後も今

情報公開・個人情報保護審議会条例 無所属

体からの推薦、 る委員構成となっている。 の専門家から公募市民ま の10名で構成され、法律 で幅広い意見を反映でき 晉大学教授、 いて伺う。 □審議会委員の構成につ 市内関係団 公募市民

が必要と認める事項の3 り諮問された事項、市長 点が審議事項となる。 法律施行条例第4条によ 個人情報の保護に関する いて伺う。 **資情報公開制度の重要事** 議案第73号の川越市

間審議会の役割について

役割を果たすものである。 用していく上で、重要な び個人情報保護制度を運 適正な情報公開制度およ 者や市民の立場から幅広 晉審議会を設置し、 い意見を聴取することは 有識

**圓審議会の審議事項につ** 



議案第76号

## 般職の職員の給与に関する条例等の 無所属【日本共産党 部改正

れる会計年度任用職員の 問給与改定で給料月額ま を0・1月分引き上げる。 勤勉手当の年間支給月数 を引き上げるとともに、 **圏職員の一部の給料月額** 過条例改正の内容を伺う。 たは報酬額が引き上げら

き上げがなく問題である。 勤勉手当が支給されない 闓会計年度任用職員には 員は1031人である。 トタイム会計年度任用職 用職員は311人、パー **習フルタイム会計年度任** ため正規職員と同様の引

後の状況に注視していく。 が示されているので、今 て必要な措置を講ずる旨 また、その結果に基づい 度中に結論を得ること、 て検討を行い、令和4年 の勤勉手当の支給につい する対応方針案において 今後の考えを伺う。 **圏地方からの提案等に関** 会計年度任用職員 か伺う。

げが初任給および若年層 となっている。 した給料月額の引き上げ 程度までの職員を中心と ることから、採用後10年 に重点を置いたものであ おける俸給月額の引き上 令和4年の人事院勧告に **圏正規職員が該当する。** げとなるのか伺う。 員が、給料月額の引き上 の職員で、どのような職 **圆会計年度任用職員以外** 

衡の原則に基づき、民間 **営**職員の給与改定は、 の拡大は考えなかったの 月額の引き上げの対象者 のとなっているが、給料 じて一部の職員に係るも 問人事院勧告の内容に準 均

難なものと認識している。 象者を拡大することは困 給料月額の引き上げの対 ているものであるため、 勧告を基本として実施し 準拠を基本とした人事院